

食事負担金・生活療養費の変更について

令和7年4月現在

① 食事負担金

食事（1食あたり）	一般病棟・ 回復期リハビリテーション病棟	地域包括ケア病棟
一般所得	490円⇒ 510円	490円⇒ 510円
住民税非課税世帯(オ)	230円⇒ 240円 ^{※①}	230円⇒ 240円 ^{※①}
低所得Ⅱ（70歳以上）		
低所得Ⅰ（70歳以上）	110円	140円 ^{※②}
指定難病	280円⇒ 300円	280円⇒ 300円

※①入院日数が90日を超えると長期該当となり、さらに一食50円の減額になる場合があります。

※②入院日数が90日を超えると長期該当となり、さらに一食30円の減額になる場合があります。

② 生活療養費

※地域包括ケア病棟・回復期リハビリテーション病棟のみ

居住費（1日あたり）	65歳以上	65歳以下
	370円	
	370円	

【長期該当の申請】

入院日数が90日を超えた場合、入院日数が超えた日が分かる書類（領収書）と共に各健康保険の窓口で申請手続きを行っていただき、新たに発行される

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を2階総合受付に提示して下さい。

申請方法について詳しくは、各健康保険の窓口までお問い合わせください。